

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス(企業統治)とは、株主をはじめ様々な利害関係者(ステークホルダー)との関係における企業経営のあり方であると理解しております。
具体的には次のとおりであります。

- | | |
|------------|---|
| ・経営監督機能 | …経営者の業務執行が適切かつ効率的に行われているかを評価し、監視・監督機能を強化させる。 |
| ・企業倫理の確立 | …経営理念をもとに、コンプライアンス・ポリシー(企業行動憲章)を具現化していく。 |
| ・リスクマネジメント | …当社製品の品質面等による事故や顧客に及ぼす影響等、様々なリスクを未然に防ぐ管理体制を確立する。 |
| ・コンプライアンス | …役員、従業員一人ひとりが倫理観を持って行動し、法令・社内規則等を遵守する意識を強く持つよう啓蒙していく。 |
| ・アカウンタビリティ | …企業の情報を積極的にディスクローズし、その内容、結果について責任を持つ。 |
| ・経営効率の向上 | …経営における効率的なシステムの構築とコスト削減を図り、自己資本当期純利益率の向上を目指す。 |

以上のほか、長期的な観点から、健全な企業業績を確保し、利害関係者に対して責任を持つ経営体制を確立いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)】

当社では、すべての株主が適切に議決権を行使できるよう、議決権電子投票制度を採用しています。また、海外投資家の利便性を確保するための株主総会招集通知の英訳については、外国人株主の保有比率の動向などを踏まえ、今後検討していきます。

【補充原則2-5(1)】

当社では、現在、社内に通報窓口を設置し、通報者が不利益を被ることがないように保護する規程を設けています。社内から独立した通報窓口の設置については、今後検討していきます。

【補充原則3-1(2)】

当社では、自社の株主構成における海外投資家等の比率が低いことから、現在、英語での情報開示・提供は行っていません。しかしながら、グローバル資本市場における企業価値向上に資するため、合理的な範囲において、英語での情報開示・提供を視野に入れた検討を行っています。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役会は、独立性の観点から複数の社外取締役で構成されています。取締役会には、迅速な経営判断と実行性を確保するために執行役員も参加しており、経営上の重要事項について活発な議論を経て迅速果敢な意思決定を行っています。また、当社では、経営陣の報酬については会社の業績を反映し決定しておりますが、中長期的な会社の業績と連動したインセンティブは現在導入しておりません。今後、持続的な成長に向けたインセンティブを含む新たな報酬制度についても検討していきます。

【原則4-2(1)】

当社では、取締役の報酬については、株主総会にて承認を得た報酬限度内において経済環境・会社の業績を勘案し、取締役会にて決定しています。現在中長期的な業績と連動したインセンティブ報酬は導入していませんが、今後、中長期的な業績と連動したインセンティブを含む新たな報酬制度についても検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、原則として、取引先との中長期的な取引関係の継続・強化の観点から、当社グループの企業価値向上に資すると判断する場合に政策保有株式として上場株式を保有しています。政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、当社株主価値の毀損につながるものでないかを検証した上で、賛否を判断し、それを取締役会で確認します。議案の趣旨確認等の必要がある場合には、投資先企業と対話を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、毎年定期的に各役員に対して、関連当事者間取引に関する確認書の提出を求め、役員及びその近親者個人、またはそれらの者が過半数の議決権を有し、もしくは代表者となっている会社等との取引の有無を把握することとしています。また、「取締役会規程」「コンプライアンスマニュアル」において、当社グループ役員の競業取引及び利益相反取引に該当する取引について、取締役会の審議・決議を要することとしています。なお、該当する取引が発生した際は、その内容を株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社では、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実行的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、以下のとおり情報発信を行っています。

- (1)経営理念や経営戦略、経営計画等については、当社ホームページ及び決算関係資料等にて開示しています。
- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しています。
- (3)取締役及び監査役の報酬に関する方針と手続きについては、有価証券報告書・株主総会招集通知にて開示しています。
- (4)取締役会が経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の方針と手続きについては、以下に記載のとおりです。

《経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手続き》

- a.経営幹部および取締役候補者については、以下の基準に照らし、取締役社長が取締役会に提案し、決議しております。
- ・優れた人格および識見があり、誠実な職務執行に必要な意思と能力が備わっている者であること。
 - ・社内取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力が備わっている者であること。
 - ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定において経営全般の助言・提言ができる資質を有している者であること。
- b.監査役候補者については、以下の基準に照らし、取締役社長が、監査役会の同意を得て取締役会に提案し、決議しております。
- ・優れた人格及び識見があり、経営全般の見地から経営課題を認識して経営陣に提言できる能力が備わっている者であること。
 - ・社内監査役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有する者であること。
 - ・社外監査役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定において適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有している者であること。
- (5)新任の取締役及び監査役候補者個々の選任理由については、株主総会の株主総会招集通知において開示しています。

【補充原則4-1(1)】

取締役会では、法令、定款及び「取締役会規程」にて定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等を鑑み、取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当社の業務執行に関する決定を取締役社長をはじめとする経営陣に委任しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、独立社外取締役が、客観的な立場から当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営陣及び執行役員と議論を行うことが取締役会の最重要課題の1つであると認識し、当該監督に係る機能を実行的に発揮するため、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任することを方針としています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所が定める基準を満たすことを前提に、当社の事業課題に対して、独立した立場から積極的な提言や問題提起が期待できるか否かの観点から、取締役会で審議検討し、選任しています。

【補充原則4-11(1)】

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる6名以内と定めています。取締役の選任に関する基準については、原則3-1(4)に記載のとおりです。取締役の選任は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主出席のもと、その議決権の過半数をもって株主総会で決議する旨、累積投票によらない旨、また、取締役数は6名以内とする旨を定款に定めています。

【補充原則4-11(2)】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等において毎年開示を行っています。
 ※当社ホームページ「株主総会招集通知11頁」をご覧ください。
<http://www.yamatointr.co.jp/ir/pdf/kabu/15102669syousuyutuuti.pdf>

【補充原則4-11(3)】

取締役会全体の実効性の分析・評価について「表面的・形式的なアンケートを行うより、監査役も交えた議論を取締役会で行うべき。」との指摘をコーポレートガバナンスについて造詣の深い社外取締役より受け、取締役会の構成・運営の現状、課題について議論を行い、取締役会の実効性について検証しました。その議論の結果、当取締役会は、経営に対して適切な監督を行っているとの認識を、全取締役及び全監査役において共有いたしました。今後は、取締役会の議論で明らかになった課題に対応してまいります。

【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役・監査役の就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務・関連法令及びコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施しています。また、就任後においても、求められる役割を果たすために、社外取締役・社外監査役も含め、会社負担での外部セミナーへの参加や社内の各部門長と直接ヒアリングを行う等、必要な知識を継続的に更新するための機会を設けています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申し込みに対して、合理的な範囲で前向きに対応しており、対話によって得られた意見は、必要に応じて取締役会等に報告し、客観的な視点からの課題認識を社内でも共有しています。また、当社は、株主通信や自社のホームページを通じて、当社の経営や事業についての情報発信に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セネシオ有限会社	2,600,000	12.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,061,119	4.98
盤若 智基	584,000	2.74
日本生命保険相互会社	574,363	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	564,200	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	563,100	2.64
藤原 美和子	374,000	1.76
盤若 真美	353,000	1.66
株式会社大林組	330,750	1.55
株式会社りそな銀行	308,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 [更新](#)

2015年10月27日、発行済株式総数の5.33%に当たる1,200,000株の自己株式を消却しました。消却後の発行済株式の総数は、21,302,936株となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤野 勝己	他の会社の出身者													
岩田 宜子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤野 勝己	○	—	株式会社エターナルエンタープライズ、株式会社エターナルの代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の経営に反映していただいております。同氏及びいずれの会社も当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行っております。
岩田 宜子	○	—	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社の代表取締役であり、長らくIR・資本市場関係に関与し、その知見を備えるばかりではなく、経営者としての経験と見識をもって、当社の企業価値向上に貢献していただいております。同氏及び同社と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行っております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の業務は、権限と責任を定める「職務権限規程」に基づいて執行されており、その業務遂行状況につきましては、社長直轄の内部監査室（現在4名の人員で構成）が「内部監査規程」に基づき監査を行っております。内部監査は、全ての部門、直営店、子会社等について会計監査、業務監査及び制度監査を実施するとともに、監査後のフォローアップを周知徹底しており、監査役とも連携して業務の改善と指導を行っております。また、監査役と内部監査室は、月1回会合を行っており、情報・意見交換を行うとともに、監査実施状況の報告を受ける等緊密な連携をとっております。

監査役監査は、監査役会（監査役4名、うち社外監査役2名で構成）が定めた監査方針のもと、取締役会のほか重要な会議にも出席し、取締役の職務遂行の監査を行っております。

なお、社外監査役・和田正宏氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を有するものであります。会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正不偏な立場から会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社監査役と会計監査人は、定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受ける等緊密な連携をとっております。また、内部監査室と会計監査人は、必要に応じて情報・意見交換を行うこととしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
田口 芳樹	他の会社の出身者														
和田 正宏	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口 芳樹	—		野村殖産株式会社の取締役総務部長であり、建設業及び不動産賃貸業等の豊富な経験と知識を生かし、外部の視点から中立、公正な立場で監査いただいております。同社と当社との間には、不動産賃貸に関する取引関係がありますが、その取引額は僅少で

			あり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと認識しております。
和田 正宏	○	——	税理士法人グローバルマネジメントの代表社員であり、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を生かし、当社監査役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏及び同社と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	
——	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

長期的な経営を重視する観点から、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	
——	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

全取締役の報酬等の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の年間報酬等の総額 103百万円

(注) 取締役の年間報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

株主総会で決定する報酬限度額内で経済環境及び業績等を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役との協議で決定しております。

なお、平成24年11月22日開催の第66回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額3億円以内、平成19年2月23日開催の第60回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額5千万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の業務連絡・補佐等はIR室が担当し、取締役会資料の事前配布や必要な情報伝達等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社であります。監査役会は監査役4名で構成され、そのうち2名は社外監査役として、取締役の業務執行の状況を客観的な立場で監査できる体制を整えております。

取締役会は当社の規模と機動性を勘案して現在6名で構成され、うち2名は独立性の高い社外取締役を選任しております。経営意思決定と取締

役の業務執行を監督する機関と位置付け、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会の決定方針に基づく執行方針の審議機関として経営審議会を設置し、経営環境に迅速に対応するため、必要に応じて開催しております。取締役の選任は株主総会で行い、代表取締役及び役付取締役の選任は取締役会で行っております。また、取締役の報酬額の決定は株主総会の承認を得ております。法律面では、顧問弁護士よりコンプライアンスの観点から必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、監査役会制度を根幹としており、監査役4名のうち2名は社外監査役で構成しております。監査役会は、取締役会の経営執行をチェックし、経営の透明性、合理性及び公平性の向上を図っております。社外監査役は独立性と専門性を重視して選任しており、その立場からの監視、監査機能は十分に担保できると考えております。取締役会は、経営の基本方針、重要な業務執行、適時開示等に関する事項を意思決定し、また個々の取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は6名で構成され、うち2名は独立性の高い社外取締役を選任しております。取締役の任期は1年とし、経営環境の変化により迅速に対応できる体制を整えております。また、当社では執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図っております。上記の体制により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年11月20日開催の第69回定時株主総会につきましては、招集通知を平成27年10月29日に発送しております。 また、当社のホームページ及び東証ウェブサイト等への招集通知の掲載は、平成27年10月26日に行っております。 当社ホームページ http://www.yamatointr.co.jp/ir/
電磁的方法による議決権の行使	パソコン使用のインターネットによる議決権行使が可能となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署はIR室であります。	
その他	毎年四半期決算発表後(1月、4月、7月、10月)に、アナリスト・機関投資家への個別訪問等のIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任達成のため、CSR推進委員会を設置し、当社グループの取締役及び従業員への啓蒙活動に努めております。また、店舗で使用するレジ袋の削減運動や定期的な清掃活動など環境保全を意識した活動も行っております。 その他、本社及び一部直営店にペットボトルのキャップ回収ボックスを設置。回収したキャップを再資源化事業者へ売却し、その売却益でポリオワクチンを発展途上国に寄贈する「エコキャップ回収活動」に積極的に参加しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会は、経営意思決定と取締役の業務執行を監督する機関と位置付け、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会の決定方針に基づく執行方針の審議機関として経営審議会を設置し、経営環境に迅速に対応するため、必要に応じて開催しております。

法律面では、顧問弁護士よりコンプライアンスの観点から必要に応じてアドバイスを受けております。

なお、当社の内部統制システムに関しましては、以下の基本的な考え方に従い整備を行っております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を定め、それを子会社を含めた全役職員に周知徹底させております。

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。

「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しております。

全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を構築し、運用しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に準拠し、必要に応じて研修等を行うものとしております。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとしております。

組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社対応はIR室が行うものとしております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営審議会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。

取締役会により承認された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、四半期、半期、年間業績の管理を行うものとしております。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規定により運営しております。

経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、定期的に内部監査室がモニタリングを行うものとしております。

取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとしております。

子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するものとしております。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。

当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項、業務執行状況及び財務状況等について審議できるよう、子会社からの定期的な報告を義務付けております。

内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施し、当社の社長及び監査役等に報告するものとしております。

f. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の社員に事務局として監査業務に必要な事項を命令することができる体制をとっております。

内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告しております。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

監査役会は、社長、監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

h. 上記g.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役または使用人に周知徹底させております。

i. 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、その費用等が職務の執行について必要でないと思われる場合を除き、当該費用または債務を処理することとしております。

当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認めることとしております。

j. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組むものとしております。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取り組むものとしております。

k.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス・ポリシー(企業行動憲章)」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組むものとしております。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取り組むものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年3月23日に開催された取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の導入を決定いたしました。以降も継続しておりますが、継続の有効期限を迎えた平成27年11月20日開催の第69回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を賜り新たに継続を決定し、その有効期限は平成30年11月に開催の定時株主総会終結の時までとなっております。

(注)本対応方針の内容・詳細につきましては、下記URLをご参照ください。
当社ホームページ <http://www.yamatointr.co.jp/ir/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

